

平成18年度第3回岐阜県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催日時 平成18年12月21日(木)
13時30分～14時50分
2. 開催場所 水産会館2F 第3会議室
3. 委員の定数 13名
出席委員 11名
漁業者代表 : 太田 嘉俊 神谷 清 桂川 善彦 萩永 茂生
吉澤 喜 奥村 義雄
遊漁者代表 : 安藤 幸道 渡辺 澄子
学識経験者代表 : 川合 千代子 吉村 朝之 寺嶋 昌代
4. 審議事項 議第9号 遊漁規則の一部変更について
議第10号 平成19年度魚種別増殖方法及び指示数量について
議第11号 コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示について

5. 議事の経過

【開会宣言】

太田会長： 只今から、平成18年度第3回の内水面漁場管理委員会を開会します。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、先般、県の人事異動に伴い、新農政部長に就任されました山内さんにおいでいただいておりますので、ごあいさつをいただきます。

山内農政部長： この度、農政部長を務めることとなりました山内でございます。平成18年度第3回岐阜県内水面漁場管理委員会が開催されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。日頃から本県の水産行政へのご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。近年、漁業の生産基盤である河川環境につきましては、土砂の流入による濁水や自然災害などにより、河川の生産力が低下し、加えて、アユの冷水病、カワウによる食害、コイヘルペスウイルス病のまん延など、未だ解決の困難な諸問題に直面しております。

アユの冷水病対策としましては、(財)岐阜県魚苗センターにおいて健康で安全な放流用種苗の生産に努力し、今年、県内河川に放流された約128トのうち約5割、63トを生産しています。

カワウ対策については、平成15年度から漁協等が実施する駆除対策について補助制度を創設し、積極的な駆除を推進しています。今年度は、11月末現在で589羽を捕殺し、カワウの食害防止に効果を上げています。

本日の議題にもありますコイヘルペスウイルス病につきましては、本県でも平成15年11月末に発生が確認され、昨年10月までに全都道府県で発生が確認されています。

現在、汚染水域からのコイの持ち出し禁止、放流の制限といったまん延防止対策が講じられていますが、今年も6月から11月にかけて飛騨、中濃、東濃地方の個人愛好家が飼育するニシキゴイからコイヘルペスウイルス病が確認されており、いまだに終息する傾向にはありません。

このように、水産業を取り巻く環境は、厳しいものがありますが、委員各位のご意見を伺い、ご協力を賜りながら、水産振興に努めて参りたいと存じます。

最後になりますが、ご出席の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

太田会長： どうもありがとうございました。なお、山内部長は、ご多忙のため、後ほど、吉村委員のご挨拶の後、退席されるとのことですので、皆様よろしく願います。

続きまして、9月に辞職された桑田委員の後任として、吉村朝之委員よしむらともゆきが就任されましたので紹介させていただきます。

では、吉村委員からごあいさつを頂きます。

吉村委員： ただ今、ご紹介いただきました吉村でございます。私は、本職がテレビ番組の制作を行うプロダクションをやっておりまして、その中で、得意とするものが水中撮影でございます。岐阜県は非常に河川が多く、特に自然な川が多いことから、色々な魚の生態などを撮影しているという経緯がございます。魚や河川の専門家ではありませんが、違う視点から川や魚を見させていただいていますので、お役に立てるよう、今後ともご指導の程よろしくお願いします。

太田会長： ありがとうございます。吉村委員は、川に棲む生き物の生態や流域の人々の生活などを題材に、数多く映像作品を制作されてきました。今後、映像作家として、新しい視点でのご意見を伺えるものと期待しております。

(※山内農政部長 退席)

それでは、只今から、平成18年度第3回の内水面漁場管理委員会の議事に入ります。

本日の議題は、遊漁規則の一部変更、平成19年度魚種別増殖方法及び指示数量、コイヘルペスウイルス病まん延防止対策に係る委員会指示についての3件でありますのでよろしくお願いします。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

松井書記： 本委員会委員定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

太田会長： それでは、本日の議事に先立ちまして、私の方から、本日の議事録署名者には、奥村委員さんと渡辺委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

【議第 9 号】

太田会長： それでは、【議第 9 号】「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

後藤書記： 漁業法第 129 条第 4 項の規定により、第 5 種共同漁業権の遊漁規則の変更について、知事より諮問があったものです。対象組合は、長良川中央漁業協同組合です。では、申請内容について説明させていただきます。

資料 4 ページをご覧ください。変更の内容は、アユ、雑魚の年間遊漁承認証様式の変更となります。変更の理由として、現行様式では、購入した本人かどうかを一目で確認することが出来ないため、遊漁者間において、年券遊漁証の貸与や譲渡といった不正使用の噂や情報が組合へ多く寄せられているとのことです。そこで、購入した本人かどうかを容易に確認できるよう写真を添付する様式に変更することで、不正使用の防止を図りたいとするものです。

なお、今回の遊漁承認証の様式変更の施行予定日は、平成 19 年 1 月 1 日からとなります。これは、当該漁協が 12 月決算であり、年間遊漁承認証の有効期間が 1 月 1 日から 12 月 31 日までとなるため、これに合わせるものです。

以上の長良川中央漁業協同組合からの遊漁規則の一部変更についてご審議をお願いいたします。

太田会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

特に無いようですので、これで採決を取りたいと思います。議第 9 号「遊漁規則の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

太田会長： ご異議がないようですので議第 9 号については原案のとおり決定します。
では、事務局、答申文案を朗読してください。

後藤書記：【答申文案を朗読する】

【議第 10 号】

太田会長： 次に、【議第 10 号】「平成 19 年度魚種別増殖方法及び指示数量について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： 漁業法第 130 条第 3 項の規定により、第 5 種共同漁業権に係る魚種別増殖方法及び指示数量を定めるものです。

資料 5 ページをご覧ください。まず、増殖指示数量について、簡単に確認させていただきます。

内水面漁業に係る第 5 種共同漁業権は、水産業協同組合法に基づく団体である漁業協同組合に免許され、免許を受けた団体には、当該漁業区域において、積極的な増殖行為を行う義務が課されています。つまり、今回、お諮りする増殖指示数量は、漁協が有する権利を行使するために必要な放流量等を定めるものです。

資料 6 ページから 14 ページまでに、増殖指示数量の算定に用いた「増殖指示数量の基本方針」を掲載しております。これは、現在の漁業権免許の切替に合わせ、平成 15 年 1 月に開催した当委員会においてご審議いただいたものです。

基本方針では、各漁業権に係る指示数量は、水面の高度利用を図るため、特定の魚種の増殖に偏らず漁場面積から算出した各魚種の適正増殖目標量に近づけることを基本としております。なお、適正増殖目標量の算出に使用した漁場面積については、各漁協において実測していただいた値を基に算出し、各漁業権漁場毎の適正増殖目標量は、資料の8ページから10ページに示してあるとおりです。

今回、各漁協から報告いただいた今年度の放流実績は、組合経営が厳しい状況のなか、組合員や遊漁者の期待に応えるために最大限努力した結果と言えますので、来年度の増殖指示数量の算定に当たっては、現行の増殖指示数量が適正目標増殖量より多い場合は、適正目標増殖量を指示数量の上限として取り扱うこととしています。

なお、指示数量の算定方法については、資料6ページから7ページに記載してございます。

今回、平成19年度指示数量の算出に当たっては、11月に各漁協に対して、平成18年度の放流実績及び平成19年度指示数量に対する意見調査を実施いたしました。

放流実績については、15ページから23ページに、各漁協からの意見については、24ページから28ページに示してあるとおりです。

なお、コイの取扱いについては、このあとの議題にもなっておりますコイヘルペスウイルス病の問題が解決しておらず、各漁協からもコイの放流を見合わせる旨の意見が多数ありましたので、今年度同様に指示しない方向で調整してあります。

では、指示数量の算定方針に基づき、現行の指示数量が変更されるもの及び現行の指示数量に対して、漁協から変更要望のあったものについて、事務局原案としてその対応策を、29ページから32ページに取りまとめてございますので、これに従ってご説明いたします。

まず始めに、29ページをご覧ください。内共第5号の西濃水産漁協のアユの人工ふ化放流について、漁協から、近年の不漁から、親アユの採捕が困難であり、さらに、担当する組合員の高齢化など労力的にも対応が困難となりつつあるため、人工ふ化放流を種苗放流に切り替えてもらいたいとする要望がありました。しかし、後日、現在の体制でできる限りは続けていきたいとする旨の連絡がありましたので、変更しないこととしています。

次に、フナについてですが、漁協から報告のありました放流実績に基づき、指示数量の算定を行った結果、平成18年の指示数量の1.1倍を平成19年の増殖指示数量とすることとなりました。しかし、従来はコイとフナを合わせて指示していたものの、KHV病のまん延防止のため、一時的にコイの放流を制限し、各漁協の過去のフナの放流実績を根拠にフナ単独の指示数量としているのが現状です。さらに、漁協毎の事情によって、コイの放流分をフナに上乗せして放流している場合もあり、現在のフナ単独の指示数量は、今後、コイの増殖指示数量が出せるまでの間の流動的な対応であるため、基本的に変更は行わないものとししました。

次に、内共第7号の根尾川筋漁業協同組合のアユ・アマゴ間の指示数量の変更についてです。

漁協からの要望では、アマゴは、例年3月1日解禁としていますが、根尾川上流の能郷ゲート以北から黒津堰堤までは年間を通して通行止めであり、迂回路である林道も5月中旬まで通行止めとなっています。このため、実質的にアマゴ等の採捕が出来ない状況となっています。

さらに、河川中・下流域では、アユの放流箇所と重なり、カワウ対策として、4月中旬から河川横断方向に防鳥糸を張る等の対策を講じるため、アマゴ釣りが困難となっている状況にあります。

漁協としては、組合員の脱退が続き、さらに、溪流魚の遊漁料収入の減少が続いている中で、アユに力を入れて組合経営を行っていかねばならないと考えています。このため、現在のアマゴの指示数量のうち 1/3 相当 300kg 分をアユに変更してもらいたいとする要望でした。

そこで、増殖指示数量の基本方針に従い、魚種間での変更の要望がある場合には、前年度指示数量の 1/3 以内の範囲で認めるとするルールに従い、来年度指示数量については、アマゴの今年度指示数量の 1/3 に相当する経費分を、アユの指示数量に上乗せすることとし、アマゴを 300kg 減の 600kg に、アユを 300kg 増の 7,040kg としております。

では、30 ページをご覧ください。内共第 9 号の揖斐川久瀬漁業協同組合のアユについてですが、漁協から報告のありました放流実績に基づき、指示数量の算定を行った結果、平成 17・18 年度の平均放流実績が指示数量の 1.5 倍以上ありましたので、指示数量の基本方針に従い、来年度指示数量は、今年度指示数量の 1.1 倍、10kg 増の 180kg といたしました。

次に、内共第 10 号の揖斐川上流漁業協同組合のアユについてですが、漁協からの平成 20 年までの今後 2 カ年に限定してアユの指示数量の減量要望が出されております。要望書については、写しをお手元に配布してございます。減量要望の理由として、現在、試験湛水中の徳山ダムから下流横山ダムまでの揖斐川本川においては、以前から、500kg 程度の種苗を放流してきましたが、平成 16 年からの徳山ダム建設着工より、アユの生息が僅かしか確認されず、遊漁者も数人程度しかいない状況となっています。ダム建設工事の影響が原因ではないかと推測され、水資源機構の協力で調査を実施しましたが、実際に当該河川へアユを放流しているにも係わらず、アユは僅かしか確認されていません。また、その原因が特定出来ないことから、徳山ダムの試験湛水が落ち着く平成 20 年まで、揖斐川本川への放流を見合わせたく、これに伴い、指示数量の減量を要望する内容でした。

実際に、漁協が調査した揖斐川本川への放流量、遊漁券の売り上げ枚数や遊漁者数の推移、水資源機構の魚類調査結果から見る限りでは、アユの放流効果が殆ど出ていないと思われますし、その原因についても特定されていませんが、ダム建設工事に伴う影響も要因の一つとも考えられます。

そこで、当該内共第 10 号の漁業権漁場におけるアユの生育可能面積のうち、揖斐川本川分に占める割合が 15 % であることから、現行の指示数量の 15 % とする 240kg を、平成 20 年までの間減量することとしました。但し、平成 21 年の指示数量からは平成 18 年度指示数量と同量の 1,600kg を指示数量とすることとしています。

なお、内共第 15 号の長良川中央漁協のアマゴ、ニジマス、31 ページの内共第 33 号益田川上流漁協のニジマス、内共第 34 号馬瀬川下流漁協のアユ、内共第 43 号宮川漁協のヤマメ、ニジマスについては、減少要望が出されておりましたが、「増殖指示数量の基本方針」に従い検討した結果、変更は認められないものでしたので、要望内容の詳細、及びこれに対する結果については、資料に記述してあるとおりですので、説明は省かせていただきます。

次に、内共第 20 号の板取川上流漁業協同組合のアユについてですが、当該漁業権漁場における漁場面積から算出した適正増殖目標量は 1,956kg であり、現行

の増殖指示数量が超過しておりますので増殖指示数量の基本方針に従い、指示数量を 1,960kg といたしました。

次に、内共第 26 号の恵那漁業協同組合のアマゴについてです。当該漁業権漁場における漁場面積から算出した適正増殖目標量は 282kg であり、現行の増殖指示数量が超過しておりますので増殖指示数量の基本方針に従い、指示数量を 290kg といたしました。

次に、内共第 30 号の飛騨川漁業協同組合のアマゴについてです。漁協から報告のありました放流実績に基づき、指示数量の算定を行った結果、平成 17・18 年度の平均放流実績が指示数量の 1.5 倍以上ありましたので、指示数量の基本方針に従い、来年度指示数量は、今年度指示数量の 1.1 倍、40kg 増の 460kg といたしました。

続きまして 31 ページをご覧ください。内共第 38 号の岐阜県矢作川漁協と矢作川漁協の共有漁場のアユについてです。

漁協から報告のありました放流実績に基づき、指示数量の算定を行った結果、平成 17・18 年度の平均放流実績が指示数量の 2 倍以上ありましたので、指示数量の基本方針に従い、来年度指示数量は、今年度指示数量の 1.2 倍、100kg 増の 610kg といたしました。

次に、内共第 40 号の岐阜県矢作川漁協のアマゴについてですが、当該漁業権漁場における漁場面積から算出した適正増殖目標量は 116kg であり、現行の増殖指示数量が超過しておりますので増殖指示数量の基本方針に従い、指示数量を 120kg といたしました。

続きまして、32 ページをご覧ください。内共第 43 号の宮川漁協のイワナについてです。当該漁業権漁場における漁場面積から算出した適正増殖目標量は 89kg であり、現行の増殖指示数量が超過しておりますので、増殖指示数量の基本方針に従い、指示数量を 90kg といたしました。

次に、内共第 44 号の高原川漁協のアユについてです。漁協から報告のありました放流実績に基づき、指示数量の算定を行った結果、平成 17・18 年度の平均放流実績が指示数量の 2 倍以上ありましたので、指示数量の基本方針に従い、来年度指示数量は、今年度指示数量の 1.2 倍、840kg 増の 5,050kg といたしました。

最後に、内共第 50 号の庄川漁協のアユについてです。漁協から報告のありました放流実績に基づき、指示数量の算定を行った結果、平成 17・18 年度の平均放流実績が指示数量の 1.5 倍以上ありましたので、指示数量の基本方針に従い、来年度指示数量は、今年度指示数量の 1.1 倍、150kg 増の 1,720kg といたしました。

以上、ご説明申し上げたことを反映して、資料 33 ページに平成 19 年度指示数量（案）の一覧を作成してございます。

なお、太線の黒枠で囲った箇所が、変更対象となる指示数量です。なお、網掛けのしてある箇所のうち、アユ、アマゴ・ヤマメ、イワナについては、既に適正増殖目標量を満たしている指示数量を表しています。

以上、平成 19 年度増殖指示数量について、ご審議をお願いいたします。

太田会長： 只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

渡辺委員： 内共第 15 号ですが、申請理由に「河川の形態から放流稚魚が育つ環境にないため」とあります。そして認めない理由として「漁業権魚種である以上、基本的に稚魚放流により、増殖義務を果たす必要がある」とありますが、育つ環境にな

いのに、増殖義務があるというのは、おかしいのではないですか。

森書記： 長良川中央漁協というのは、美濃・関の長良川本川と武儀川、津保川、板取川の一部に漁場があります。アマゴの生育場所というは渓流域となるわけですが、ここで、指示数量として5 kg という最低限の数量を指示しているわけですが、この漁場の中には、片知溪谷という漁場がありまして、ここはアマゴの生育に適しているという判断で、最低限の数量で指示しているという状況です。

吉澤委員： 飛騨方面のどこの漁協もフナは指示数量が5 kg なんですけども、フナが増えすぎてしまっているの、指示数量から外してもらいたいと、この前（県漁連）飛騨ブロック会議で意見としてあったわけですが、来年度以降、外してもらいたいと申請があった場合、どのようになるわけでしょうか。

臼田事務局長： 漁業権魚種となった場合は、増殖義務が課せられるわけです。過去にも、コイが増えすぎてしまって、指示する必要がないのではという話もあって、指示数量をかなり減らした経緯があります。今、フナも増えているというご意見の中で、漁業権魚種から外すとなると、フナについては自由に釣ってもいいと法的にはなります。基本的には、放流で増やしていき、また、将来的には、人工産卵床を設置するということで増殖を図っていこうという考え方もあると思います。将来的には、こういう考え方も取り入れていこうと考えております。

吉澤委員： 飛騨地域では、ダムでかなり増えていまして、夜川網などでかなり網に掛かって、組合員から苦情があります。

臼田事務局長： 増殖方法については、今後の課題と考えております。

奥村委員： 漁協の経営状況を考えると、将来的に指示数量を守ることが出来なくなるのではないかと思います。この指示数量というものは、今後、下げられるものなのか、厳守していかななくてはならないものなのか、その辺はどうなのでしょう。

臼田事務局長： 前回の漁業権免許の時に、各魚種別に適正増殖目標量を定めました。漁場面積からすればある一定の量が適正であるということになりますが、国からは、漁協の経営状況等にも配慮するようにという考え方も示されており、当委員会の指示数量の算定方法の中でも反映されています。

森書記： 資料 13 ページの「組合の経営状況により放流量の確保が困難であるとの要望がある場合の指示数量の算定方法」にあるとおり、現状では、遊漁者が減り、組合員も高齢化で年に数百人規模で減っている状況の中で、組合経営の資本が先細りになっている。このような中で指示数量を維持していくことは、近い将来、困難となりますので、組合の経営的な部分は十分考慮することとしています。但し、決算報告書など客観的な資料に基づくものが必要となります。

先ほど、事務局長から、人工産卵床の設置などなるべく経費のかからない方法

で、資源を増やすとありましており、コイ・フナ以外にも、溪流魚でも人工産卵床をつくって、そこに産ませるなり、稚魚放流でなくて、発眼卵の埋没放流という、経費的にも安くすむ方法もあり、こういった方法について、今後、検討していくことが必要であろうかと思います。

太田会長： 他にご意見はございませんか。

太田会長： ご意見もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。議第 10 号「平成 19 年度魚種別増殖方法及び指示数量について」は、事務局説明のとおりで異議ありませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

会 長： では、ご異議がないようですので議第 10 号については、原案のとおり決定します。

【議第 11 号】

太田会長： 次に、【議第 11 号】「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： それでは、議第 11 号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」を説明させていただきます。

資料の 34 ページをご覧ください。前回の委員会指示事項、コイヘルペスウイルス病発生河川における持ち出しの禁止等に係る委員会指示について、指示期限終了に伴い再指示すると提案理由にあるとおりでございます。

38 ページをご覧ください。これが、昨年、12 月において、本委員会では指示いただいた内容でございます。今回、これが本年 12 月 31 日に指示期限が終了しますので、その更新、再指示をお願いしたいということでの提案でございます。

36 ページに今回お諮りする委員会指示の案文を載せてございますが、文章表記を一部修正してあります。先ず、現在、「公共水面及びこれに接続一体を成す水面」という表記ですが、漁業法上の解釈では、本来、接続一体をなす水面も公共水面と取り扱われますので、単に「公共水面」という表記に改めます。

さらに、持ち出し禁止の範囲については、当初、発生水域に限定して指定するという考え方で現在の水域を指定しており、ページ下段のアンダーラインが引いてあります木曽川について、現行の指示内容では、「飛騨川合流点より下流の今渡ダムまでの間」と表記してありますが、同水域は、今渡ダムから上流の兼山ダムの間に位置し、流れの緩やかな湛水域となっていますので、コイの自然移動を考慮し、指定する水域を上流側に延長し、「兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間」にしたいと考えています。

なお、飛騨川については、現在、「上麻生ダムから下流の木曽川合流点までの間」となっていますが、特に表記しなくても、飛騨川は木曽川合流点までですので、揖斐川、長良川本川の表記に合わせて「上麻生ダムから下流の本川」という表記に改めることとします。

次に、コイヘルペスウイルス病の現状について触れさせていただきます。35 ページでございますが、第 1 回の指示が、平成 16 年 8 月 17 日から 12 月 31 日まで。第 2 回は平成 17 年 2 月 3 日から 12 月 31 日まで。第 3 回は現在も有効では

ございますが、平成 18 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までと、今回指示いたしますと、第 4 回目の指示となります。

現在の岐阜県における発生状況についてでございますが、資料の 39 ページでご説明したいと思います。岐阜県においては、平成 15 年 11 月に初めて発生いたしまして、平成 18 年の 11 月 7 日までに、トータルで 279 箇所調査して、144 箇所発生を確認しています。匹数で申し上げますと 751 匹のうち 270 匹でございます。各年の状況を見ていただくとお分りになると思いますが、平成 17 年以降は極端に数が減っています。そして、発生しているのがほとんど個人池で、昨年から現在にかけては、公共河川、ため池などでは発生しておりません。但し、表中の平成 18 年の河川の項目の () 内に 1 件、陽性反応がでたと記載されていますが、これは今年 6 月に高山市内の宮川で確認されたもので、発見当時の情報から、死んだコイを投棄していた者が地元の住民に目撃されており、河川内で死んだコイではないと判断しております。

この表に示すとおり、県内のコイヘルペスウイルス病のまん延は未だに終息していないことがお分かりかと思えます。

なお、コイヘルペスウイルス病は、昨年の 10 月に最後の非感染県であった山口県で確認され、47 都道府県全てで発生が確認されました。ただ、発生の状況については、非常に複雑な状況を呈しておりまして、岐阜県でも新聞報道で非常に大きな問題となりました各務原市の芋ヶ瀬池でも、平成 16 年の 5 月に発生し、最後に死んでおりましたのが 6 月 23 日ですから、約 40 日間で 399 匹ですが、これ以降、きれいに止まっております。

次に、飛騨市の通称、瀬戸川のコイですが、例年通り、冬期の移動に関する申請があり、先の委員会において承認いただき、先般 11 月 25 日に養殖場の池へ戻されました。新聞やテレビでも報道されましたが、これにつきましても、平成 16 年 11 月に 228 尾のコイが死亡し、コイヘルペスウイルス病による死亡であることが確認されました。その後、本委員会の中でも議論いただき、コイの用水路から付近の養殖業者の池への移動を承認をいただいてこれまでやってきましたが、それ以降は死んでおりません。

このように、一旦発生した水域でも、続けて発生するというわけではございません。しかし、公共水面以外においては、今年の 8 月以降、中津川市、郡上市、東白川村、美濃加茂市の愛好家の個人池で飼育されている錦コイやマゴイから発生が確認されています。しかし、感染源及び経路の特定には至っていません。しかし、これまでの知見から、個人池等での感染源としては、インターネット販売や各地の即売会等から購入したコイが感染の主な原因ではないかと考えられています。

なお、委員会指示にあります放流の制限についてですが、放流するコイがコイヘルペスウイルス病に感染していないことを、PCR 検査で確認することとしておりますが、昨今、自治会などが行うコイの放流に際して、購入業者から PCR 検査結果を入手したものの、2 年以上前の検査結果であり、放流するコイが本当に感染していないかどうか不明確であるとする案件がありました。そこで、国が示している輸出ニシキゴイの衛生証明書発行ガイドラインでは、年 2 回の検査を受ける事となっております。つまり、検査結果の有効期間は、半年程度が望ましいと思われますので、委員会指示に基づき、コイを放流する際は、半年以内に検査を行って感染していないことが確認されているコイであるということとし、関係者に通知したいと考えております。

なお、当該自治会は、業者に検査を受けるよう依頼し、その結果安全であるこ

とが確認されたため、予定通りにコイの放流を行っています。

このように、本県における発生は、全く収まった訳ではないという状況でございます。さらに、これまでの国の研究機関での試験結果から、汚染水域に生息しているコイは、耐性を獲得し、耐過魚として発症はしないものの、環境条件等により過度のストレスがかかると、新たな感染源となり、コイヘルペスウイルス病に罹ったことのないコイを感染させることが確認されております。

従いまして、一部拡大する水域もございますが、これまでと同様の水域を、同じ形で指示をさらに1年間延長させていただきたいというのが事務局提案でございます。

以上、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示についてご審議をお願いいたします。

太田会長： 只今、事務局から説明がありましたが、コイヘルペスウイルス病については、池の中だけでの問題ではなく、川で発生した場合には、被害が拡大する恐れがありますので、慎重に対応する必要があると思います。何かご質問などございませんか。

太田会長： ご質疑もないようですので、只今から採決を行います。お諮りします。議第11号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」は、原案のとおりで異議ありませんか。

委 員：【「異議なし」の発言あり】

会 長： では、ご異議がないようですので議第11号については、原案のとおり決定します。

会 長： 議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でありますので、「その他」何かご発言はありませんか。

奥村委員： 数日前、新聞等で関市の外来魚についての報道がありましたが、具体的にはどのような状況であったのでしょうか。

臼田事務局長： 関市の農業用溜池において、堆積していたヘドロの除去作業が計画されていきました。その池には、外来魚が繁殖しており、特定外来生物であるブラックバスやブルーギルが生息していることが分かっていたので、徹底的に駆除することとなっていました。池の水を落としましたので、水の少なくなった池の中は、外来魚が非常に密集している状況となっていました。当然、外来魚が流出しないように排水路には金網を設置していたのですが、先週の日曜日の夜間に金網が外されていて、外来魚が流失してしまったということでした。土曜日に逃げ出した魚は出来る限り駆除したわけですが、小さな魚が相当量流失したというわけで、月曜日に地元の漁協から県へ相談があり、火曜日に研究所にある電気ショッカーを使用して駆除を実施した次第です。流失した河川の下流には、事前に金網を張ってありましたので、それより上流域で一斉に駆除を行い、殆どの外来魚を駆除することができました。

その後、溜池には水を貯めるわけですが、外来魚が密放流されないように関市や地元のNPO法人が中心となって管理に努めるということでした。

後藤書記： 今回のように外来魚駆除に対する妨害は、県内では初めてのケースと思われるですが、他県の報告では、よくあるケースとのことでした。

萩永委員： 密放流については、釣り具屋などが行っているようですが。

後藤書記： 裏付けの取れない情報はよく聞かれますが、やはり、現行犯でないと難しいようです。

臼田事務局長： 県でも過去に外来魚監視パトロールとして、休日や夜間なども含めてパトロールを実施したこともありましたが、密放流の現場をおさえるのはなかなか難しいことです。

吉澤委員： 県では、溜池などにどのくらい外来魚がいるのか把握されているのですか。

後藤書記： 農業用溜池の殆どは、県が建設・改修しており、管理を市町村などに委託しているのが現状です。ですので、県には溜池台帳なるものがありますが、その数は約3,000箇所もありますので、そのような調査は実施されていないと思われます。さらに、資源量の推定は非常に困難です。

なお、所管している課へは、外来魚の生息が確認された溜池の改修等が行われる際には、流失防止対策や駆除等を実施するようにお願いをしております。

河合委員： 琵琶湖にいるカワウの胃内容物を調べると、アユのいる時期は、アユを主に食べているのですが、それ以外の時期は、魚がいないのか、外来魚であるブルーギルやブラックバスが主な餌となっているようです。

吉澤委員： 飛騨の方、特に庄川漁協の管内では、小さなサギが昨年から、少しずつですが増えていて聞いています。アユではなく主に谷川で雑魚を主食にしているらしいのですが、どうも渡り鳥の一種で駆除できない種類の鳥だそうです。

森書記： シラサギの中にも、ダイサギ、チュウサギ、コサギなどの種類があり、その中には、狩猟の許可対象となっていない種類もあったと記憶しております。しかし、アオサギのように、被害実態が明らかになれば、県の地球環境課が有害駆除で許可できると言っておりました。

吉澤委員： アオサギについては一日3羽まで良いと聞いておりますが、猟友会に聞くと、その小さなサギは絶対に撃てないという話でした。

森書記： やはり、皆さんの理解を得られるような客観的な被害実態を明らかにしないと難しいと思います。

太田会長： アオサギについて駆除許可をもらおうとしても、やはり、どれだけ被害があるのかということを証明せよと言われるし、被害実態を証明することは非常に難しい問題です。

太田会長： 他にご質疑もないようですので、これをもちまして、本日の委員会を閉会します。誠にありがとうございました。

平成18年12月21日

会 長



議事録署名者

委 員



委 員